



日・ペルー経済連携協定の概要



日・ペルー経済連携協定の意義

豊富な資源と高い経済成長を背景に近年益々高い注目を集めている中南米地域において、安定した自由主義的経済政策を堅持する主要国の一。貿易の自由化・円滑化、投資の促進、関連分野の制度整備を図ることにより、ビジネス・チャンスの更なる拡大に資するとともに、両国間の経済関係の一層の強化、ひいては日ペルー関係全体の緊密化が期待される。

交渉の経緯

2008年11月

日ペルー首脳会談で
EPA交渉開始を
前向きに検討する
ことで一致

2009年2月

日ペルー外相会談で
準備会合実施合意

2009年3月

準備会合を開催

2009年4月

日ペルー首脳電話会
談で交渉開始決定

2009年5月

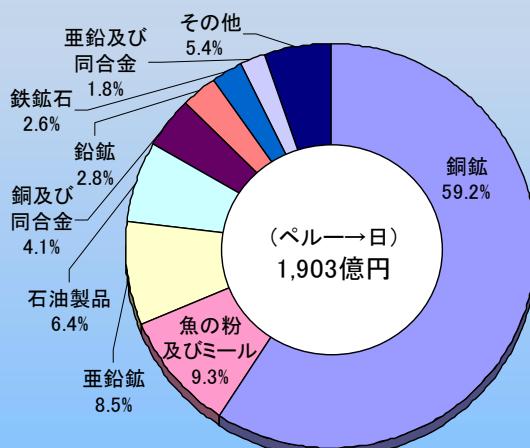
~2010年11月
7回の正式会合と
中間会合を開催

2010年11月

交渉完了

2011年5月

署名

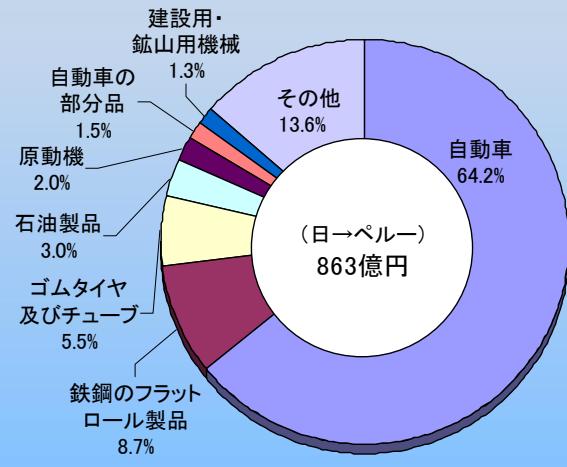


日ペルー間の貿易構造

往復貿易額の99%以上を
協定発効後10年間で関税撤廃

ペルーは日本からの輸入の
99%以上を10年間で無税に
(2008年ペルー側貿易統計(注))

日本はペルーからの輸入の
99%以上を10年間で無税に
(2008年財務省貿易統計)



2010年財務省貿易統計

日本側の主な市場アクセス改善品目

- 鉱工業品：ほぼ全ての品目
- 農林水産品：豚肉、鶏肉・鶏肉調製品、アスパラガス、とうもろこし（菓子用・飲料用）等の農産品、製材等の林産品、アメリカおおあかい等の水産品

ペルー側の主な市場アクセス改善品目

- 鉱工業品：乗用車、二輪車等の自動車、サスペンション、ガスケット、伝動軸、強化ガラス等の自動車部品、ボルト・ナット等の鉄鋼製品、テレビ、ブルーレイディスクレコーダー、リチウムイオン電池、鉛蓄電池等の電気・電子製品、医薬品、ボールペン 等 (注：但し中古品は関税撤廃の対象外)
- 農林水産品：ながいも、りんご、梨、柿、緑茶、清酒 等